本書ノ大サハ國定規格A五判

鳥取縣公報

昭和二十五年三月二十八日　火曜日
第二千九十四号

規則

◇鳥取縣規則第十七号

昭和二十三年九月鳥取縣規則第六十七号鳥取縣立公共職業補導所規程の一部を次のように改め、昭和二十五年四月一日から施行する。

昭和二十五年三月二十八日

鳥取縣知事　西尾愛治

別表を次のように改める。

(別表)　鳥取縣立公共職業補導所一覧表

補導所の名称	設置場所	補導種目	教科	補導期間	補導定員
鳥取縣立鳥取公共職業補導所	鳥取市	建築工 機械工 事務員	建築科 旋盤仕上、鍛治、機械器具修理科 謄寫筆耕、珠算、簿記科	一箇年 四箇月	三〇名 三〇名 三〇名
同倉吉建築木工公共職業補導所	東伯郡倉吉町	建築工 木工	建築科 家具建具科	一箇年	二五名 二五名
同　米子公共職業補導所	米子市	建築工 木工 洋裁師	建築科 家具、建具科 洋裁科	同 六箇月	二五名 二五名 三〇名

00076

同　八頭木工公共職業補導所、八頭郡賀茂村　木工　家具科　一箇年　三〇名

計　四箇所　二五〇名

◇鳥取縣規則第十八号

昭和二十四年鳥取縣規則第九十九号鳥取縣木炭需給調整規則施行細則は、昭和二十五年三月十五日限り廃止する。

昭和二十五年三月二十八日

鳥取縣知事　西　尾　愛　治

告　示

◇鳥取縣告示第百五十号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年三月二十八日

鳥取縣知事　西　尾　愛　治

一、建築主の住所氏名　鳥取市中町六番地　河　上　藤　江

一、建築物の位置　鳥取市岩倉新道一五一の一

一、同　用途　住宅店舗

一、同　構造　木造　瓦葺　平家建　一棟

一、同　規模　建築面積　三、八八平方米

突出する部分　一〇、〇八同

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

00077

◇鳥取縣告示第百五十一号

自作農創設特別措置法第三條及び第十五條の規定により、昭和二十四年七月二日、同年十月二日及び同年十二月二日をもつて買収した農地等の所有者の中、買収令書を交付することができないものを、同法第九條第一項但書の規定により次のように公告する。

なお地番、地目、面積等の詳細については縣農地課に備え置く。

昭和二十五年三月二十八日

鳥取縣知事　西　尾　愛　治

買収令書交付不能一覧表

記号番号		所有者氏名又は名称	住所	対価	買収期日	対価支払方法 現金	対価支払方法 証券	其の他
石見を	3501	田川亀太郎	山口縣厚狭郡小野田	336.00	24.7.2	336.00		
円比を	3517	日本発送電株式会社	東京都文京区小石川町一丁目	80.16	同	80.16		
赤碕を	3518	渡　幸吉	東京都品川区五反田町	1.245.60	同	245.60	1.000	
散岐を	3506	西尾　信治	宮城縣仙台市無操部町	1.050.06	同	50.06	1.000	
円比を	3529	桝谷　正光	兵庫縣神戸市脇浜町二丁目	5.18	同	5.18		
神戸を	3512	門脇喜代美	同武庫郡鳴尾村	1.546.47	同	546.47	1.000	
二部を	3522	森本　幸壽	神戸市長田区西代町北山	43.20	同	43.20		

渡を	3511	渡辺　彦	新潟縣東蒲原郡津川町	222.72	同	222.72	
竹田を	3545	中島　文和	岡山縣眞庭郡中和村	120.48	同	120.48	
同	3539	竹内　逸夫	同	33.04	同	33.04	
下北條を	3503	村尾　実蔵	京都府舞鶴市南田辺町	9.960.23	同	960.23	9.000
倉吉を	3501	勝山米次郎	東京都葛野郡嵯峨町下嵯峨	1.758.24	同	758.24	1.000
赤碕を	3519	別所　勝藏	大阪市東淀川区中津浜通	84.96	同	84.96	
由良を	3501	山脇　はな	同大正区小林町	501.60	同	501.60	
小鴨を	3563	前田　治雄	同住吉区山吹町二丁目	187.59	同	187.59	
同	3562	長田　正八	同東淀川区下新庄町	307.36	同	307.36	
南谷を	3515	山本　壽雄	同西成区苫山町	255.34	同	255.34	
溝口を	3516	都田芳太郎	和歌山縣日高郡御坊町新町	89.28	同	89.28	
神戸わ	3606	前田隆太郎	横須賀市豆子	565.44	24.10.2	565.44	
青谷わ	3609	長田　末吉	苫小牧市表町	135.36	同	135.36	
東郷わ	3613	秋本吉次郎	伊丹市下市場	13.92	同	13.92	
鹿野わ	3608	佐藤　德男	神戸市月合区坂口通	73.58	同	73.58	
米子わ	3613	中国鉄道	岡山市上伊福	462.67	同	462.67	
神戸わ	3609	近藤　一男	同久米郡弓削村	20.73	同	20.73	
旧市わ	3603	谷岡　正枝	東京都滝野川区西ヶ原町	82.40	同	82.40	

車尾わ	3604	高塚　彌	山口縣美弥郡大嶺	2.363.03	同	2.363.03
赤碕わ	3608	船走　達郎	山口市道祖	1.450.01	同	1.450.01
旧市わ	3604	山本虎次郎	大阪市旭区北通一丁目	307.20	同	307.20
南谷わ	3612	岸本　薫治	吹田市砂子町	36.41	同	36.41
築か	3723	村岡　繁夫	松江市母衣町	480.81	24.12.2	480.80
渡か	3704	門脇　傾二	島根縣八束郡八束村	1.148.00	同	1.148.00
三朝か	3702	山口　幹	滋賀縣大津市松本公舎	2.503.28	同	2.503.28
富桑か	3702	高木　清藏	大阪市城東区新喜多	633.12	同	633.12
津ノ井か	3706	岩崎　末廣	同此花区目貫島大通	681.60	同	681.60
浦富か	3701	古城　章政	同旭区大宮川町七丁目	27.84	同	27.84
二部か	3710	住田　巖光	同北河内郡寝屋川	6.586.65	同	6.586.65
倉吉か	3710	倉　恒一	長崎市伊良林	206.07	同	206.07

◇鳥取縣告示第百五十二号

昭和二十四年五月鳥取縣告示第九十三号兒童福祉法による措置等のため支出する費用の基準の一部を次のように改める。

昭和二十五年三月二十八日

鳥取縣知事　西尾愛治

00080

一、事務費の項の末尾に次のように加える。

事務費の限度

(一) 母子寮

収容世帯数	二〇世帯まで	二一世帯以上三〇世帯まで
日額	一四、七三円	一三、〇一

(二) 保育所

収容人員	五〇人まで	五一人以上六〇人まで	六一人以上七〇人まで	七一人以上八〇人まで	八一人以上九〇人まで	九一人以上一〇〇人まで	一〇一人以上一一〇人まで	一一一人以上一二〇人まで
日額	一五、九二円	一五、三九	一四、八六	一四、三二	一三、八一	一三、二九	一三、〇四	一二、七九

収容人員	一二一人以上一三〇人まで	一三一人以上一四〇人まで	一四一人以上一五〇人まで	一五一人以上一六〇人まで	一六一人以上一七〇人まで	一七一人以上一八〇人まで	一八一人以上一九〇人まで	一九一人以上二〇〇人まで
日額	一二、五四円	一二、二九	一二、〇四	一一、九五	一一、八六	一一、七八	一一、六九	一一、六〇

(三) 養護施設、ろうあ児施設

収容人員	三〇人まで	三一人以上四〇人まで	四一人以上五〇人まで	五一人以上六〇人まで	六一人以上七〇人まで	七一人以上八〇人まで	八一人以上九〇人まで
日額	四一、一一円	四〇、九八	四〇、七五	三九、五〇	三八、三一	三七、〇九	三五、八八

(四) 精神薄弱児施設

収容人員	三〇人まで	三一人以上四〇人まで	四一人以上五〇人まで
日額	六〇、三九円	五六、五〇	五二、六四

00081

(五) 盲児施設

収容人員	三〇人まで	三一人以上四〇人まで	四一人以上五〇人まで
日額	六〇、三九円	五六、五〇	五二、六四

(六) 教護院

収容人員	三〇人まで	三一人以上四〇人まで	四一人以上五〇人まで	五一人以上六〇人まで	六一人以上七〇人まで	七一人以上八〇人まで
日額	五六、〇七円	五二、七〇	四九、三四	四七、六四	四五、九〇	四四、二一

二、事業費の項を次のように改める。

二、事業費

事業費とは入所児童の保護のため必要な費用をいうものであり、兒童の賄費及びその他の事業費（炊事具、食器、燃料、光熱、被服及び寝具　日用品、教養費、保健衛生費等）であつて、事務費をもつて支弁すべきもの以外総てをいゝ、法第二十三條、第二十四條及び第二十七條第一項第三号の措置に要する費用のうち事業費は各施設の種別毎に一人一日当り次の通り。

事業費の限度

施設種別	賄費	その他の事業費	給食費	計
乳兒予り所	五一、二四円	一一、五二円		六二、七六円

母子寮	三、二〇		四、〇〇	七、二〇
保育所	二、五六		四、〇〇	六、五六
養護施設	三八、一八	一三、六四		五一、八二
精神薄弱児施設	四二、一六	一三、六四		五五、八〇
盲児施設	三八、一八	一三、六四		五一、八二
ろうあ児施設	三八、一八	一三、六四		五一、八二
教護院	四二、一八	一三、六四		五五、八〇
里親委託	三八、一八	一三、六四		五一、八二

一時保護所における一時保護のため支出する費用の限度

養護施設の場合に準ずる。

委託一時保護

里親委託の場合に準ずる。

この改訂の限度は昭和二十五年一月一日から適用する。

◇鳥取縣告示第百五十三号

昭和二十五年二月鳥取縣告示第五十四号をもつて告示した児童福祉施設第四、四半期各施設別事務費の月額限度を次のように改める。

昭和二十五年三月二十八日

鳥取縣知事　西尾愛治

施設種別	施設名	所在地	月額
母子寮	鳥取母子寮	鳥取市	二六、五一四円
同	米子同	米子市	一九、八一九
同	岩井同	岩美郡岩井町	七、五一二
同	溝口同	日野郡溝口町	一五、七五三
同	倉吉同	東伯郡倉吉町	一三、六九八

保育所	みたから保育園	鳥取市	二四、四九三
同	母子寮同	同	一五、六三一
同	双葉同	同	二七、六〇〇
同	富桑同	同	二三、二七四
同	久松同	同	四五、六五二
同	甘露園	同	一六、五五三
同	賀露保育園	同	三〇、一六二
同	小さき花園	同	四四、〇八三
同	修立保育園	同	二六、二五六
同	マリア園	米子市	一八、〇二九
同	米子市保育園	同	二〇、九九〇
同	仁慈保幼園	同	二七、六七〇
同	愛宕同	岩美郡岩井町	二八、一九七
同	愛光園	八頭郡賀茂村	二四、七二四
同	青谷愛児園	氣高郡青谷町	三七、四〇六
同	倉吉同	東伯郡倉吉町	三六、六四〇
同	赤碕保育園	同赤碕町	四七、〇九九
同	八橋同	同八橋町	二六、一七三
同	上井同	同上井町	五六、五二八
同	香寶寺同	同淺津村	三五、一四九
同	渡菁々園	西伯郡渡村	四六、五七七
同	建徳保育園	同外江町	二七、一九八
同	梅檀同	同境町	一八、一〇一
同	御來屋同	同御來屋町	三九、三五九
同	淀江同	同淀江町	五四、三五五
同	多里同	日野郡多里村	二三、〇六三
同	若櫻同	八頭郡若櫻町	二三、六五五
同	上北條同	東伯郡上北條村	三七、三四二
同	長瀬同	同長瀬村	四六、九〇四
同	上灘同	同倉吉町	二六、八五九
養護施設	鳥取育児院	鳥取市	八一、八五〇
同	聖園天使園	米子市	四三、三六〇
同	因伯保児院	東伯郡倉吉町	三四、一六二
同	天心学園	西伯郡光德村	七、四六一

00084

◇鳥取縣告示第百五十四号

飼料配給規則第十二條による指定飼料販売業者を次のように公示する。

昭和二十五年三月二十八日

鳥取縣知事 西尾愛治

認可月日	認可番号	指定番号	販売業者住所	商号氏名
昭二五、一、三一	二五畜局第二九五号	鳥取縣一号	鳥取市東品治町	米沢数美
同	同	同 二号	同	戸田入太郎
同	同	同 三号	同	高橋益藏
同	同	同 四号	同	縣購買農業協同組合連合会 会長 中田吉雄
同	同	同 五号	氣高郡浜村町	氣高郡畜産農業協同組合連合会 会長 稲村福惠
同	同	同 六号	同	幸山壽次
同	同	同 七号	八頭郡賀茂村郡家	八頭郡生活必需品小売商協組合 理事長 山下純一
同	同	同 八号	同	縣購買農業協同組合連合会郡家出張所内 会長 中田吉雄
同	同	同 九号	同	因幡小運搬組合郡家出張所内 榮田辰治
同	同	同 十号	同智頭町	山口寿之藏
同	同	同 十一号	東伯郡倉吉町東仲町	有限会社谷本商会 社長 谷本幸子
同	同	同 十二号	同明治町	桑田義臣
同	同	同 十三号	同	東伯郡購買農業協同組合連合会 会長 磯江義博
同	同	同 十四号	同	東伯郡畜産農業協同組合連合会 会長 生田才藏
同	同	同 十五号	東伯郡上小鴨村古川	熊谷久一
同	同	同 十六号	同由良町	三木太郎
同	同	同 十七号	同八橋町	小綿亀次郎
同	同	同 十八号	日野郡根雨町	縣購買農業協同組合連合会根雨支所内 会長 中田吉雄
同	同	同 十九号	米子市糀町二丁目	江畑幹一
同	同	同 二十号	同東町	縣購買農業協同組合連合会米子支所内 会長 中田吉雄

◇鳥取縣告示第百五十五号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年三月二十八日

鳥取縣知事 西尾愛治

一、建築主の住所氏名 米子市富士見町一丁目七 東海秀藏

一、建築物の位置 米子市富士見町一丁目七

一、同 用途 店舖

一、同 構造 木造、瓦葺 平家建一棟

00085

00086

一、同
　規模　建築面積　七、一二八平方米
　　突出せる部分　同
一、建築主の住所氏名　米子市角盤町三丁目七九
　　　中村松子
一、建築物の位置　米子市角盤町三丁目七九
一、同
　用途　店舗住宅
一、同
　構造　木造　瓦葺　平家建一棟
一、同
　規模　建築面積　五一・八六平方米
　　突出する部分　同
一、建築主の住所氏名　東伯郡倉吉町大字東仲町二六〇三
　　　三谷義政
一、建築物の位置　東伯郡倉吉町大字宮川町一八八ノ一二
一、同
　用途　物品置場
一、同
　構造　木造　亜鉛鉄板葺　平家建一棟
一、同
　規模　建築面積　一七、二八平方米
　　突出する部分　二、二四平方米
一、建築主の住所氏名　米子市博労町一丁目七四
　　　李応植
一、建築物の位置　米子市博労町三丁目一六九
一、同
　用途　住宅
一、同
　構造　木造　瓦葺　平家建二棟
一、同
　規模　建築面積　四六、九七平方米
　　突出する部分　二二、九九平方米

一、許可條件
一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。
一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。
一、知事が必要ありと認めるときは、この許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。
一、この建築物の讓り渡しを受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第百五十六号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定による仮設建築物の建築許可に関する標準を次のように定める。

昭和二十五年三月二十八日
　鳥取縣知事　西尾愛治

一、次の路線内においては仮設建築物の建築許可しない。
イ、満二年以内に都市計画事業その他の事業として工事に着手する路線（年度末より起算し翌々年度事業路線）
ロ、現在道路の幅員をわずかに拡張する路線
二、仮設建築物として建築を許可する建築物は左の各号に該当するものに限る。
イ、当該建築物の階数（屋階があるときは、これも階数に算入する）が二以下であること
ロ、当該建築物が木造、組立鉄骨等容易に移轉除却できる構造であること。

00087

◇鳥取縣告示第百五十七号

昭和二十三年七月厚生省令第二十三号食品衛生法施行規則第十八條の規定による食品衛生監視員の証を次の者に交付並びに返納した。

昭和二十五年三月二十八日
　鳥取縣知事　西尾愛治

勤務場所	職名	氏名	番号	交付並びに返納年月日
倉吉保健所	鳥取縣技術吏員技師	鳥飼一夫	三八	昭和二十五年三月二十七日交付
同	同	安場一彦	三七	同
鳥取縣公衆保健課	同	河本忠	六	同二月二日返納
鳥取保健所	同	澁谷泰彦	一五	同一月三十日返納
鳥取縣薬務課	同	塩岡貞次郎	九	同三月十日返納

◇鳥取縣告示第百五十八号

建設業法第九條第一項、第三項の規定による届出があつたから同法第十五條第一項の規定により、建設業者登録簿から次の者の登録を昭和二十五年三月二十日限り抹消した。

昭和二十五年三月二十八日
　鳥取縣知事　西尾愛治

00088

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取縣知事登録（い）第四五号	昭和二十四年十月十九日	有限会社　井木組	鳥取縣東伯郡赤碕町大字赤碕	社長　井木善吉

◇**鳥取縣告示第百五十九号**

建設業法（昭和二十四年八月法律第百号）第八條の規定により次の者を建設業者登録簿に登録した。

昭和二十五年三月二十八日

鳥取縣知事　西尾愛治

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取縣知事登録（い）第一四五号	昭和二十五年三月十五日	小山組	岩美郡宇倍野村大字下麻生三八四	小山富藏
同第一四六号	同十七日	有限会社　赤松商会	鳥取市上魚町二四番地	取締役社長　赤松幸太郎
同第一四七号	同	石原建設事務所	同藪片原町四十三番地	石原　薫

正誤

昭和二十五年三月十四日鳥取縣告示第百三十三号中誤植があるで左のように訂正する。

記

一六頁五、増産用種子の取扱

誤

(イ)　生産計画に伴う増産用品種を普及するため各郡市に「別表の通り」採種圃を設置する

正

(イ)　生産計画に伴う増産用品種を普及するため、各郡市に採種圃を設置する

00089